

### 【調剤基本料】

当薬局グループ全店舗は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。

### 【後発医薬品調剤体制加算】

当薬局グループでは、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い、後発医薬品調剤体制加算を算定しております。

《加算 2》とまと薬局、イルカ薬局

《加算 3》くじら薬局、らいむ薬局、南ヶ丘薬局、さくら薬局、花りん薬局、こはる薬局

### 【地域支援体制加算】

当薬局グループのうち以下の基準に適合する薬局は地域支援体制加算 1 または 2 を算定しております。

《加算 1》芸西薬局、くじら薬局、らいむ薬局、南ヶ丘薬局、花りん薬局、こはる薬局、  
イルカ薬局

《加算 2》とまと薬局、さくら薬局

### 体制基準

- ・ 1,200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率 85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 70%以上
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係るの情報提供に関する体制
- ・ 平日 8 時間以上/日、土・日いずれかに一定時間以上の開局、45 時間以上/週の開局
- ・ 開局時間外であっても自薬局または連携薬局案内にて調剤・在宅業務に対応できる体制
- ・ 患者等からの相談体制の整備
- ・ 地域の行政機関、保健医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者との連携体制とその周知
- ・ 在宅療養の支援に係る 診療所・病院・訪問看護ステーションとの円滑な連携体制、ケアマネージャー・社会福祉士等の保健医療サービス・福祉サービスとの連携、在宅実績：24 回以上/年、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出・体制整備・周知
- ・ PMDA メディナビに登録、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として直近 1 年以内に報告していること、副作用報告に係る手順書を作成し、報告を実施する体制を構築
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等の施設基準の届出
- ・ 患者ごとの薬歴の記録、薬学的管理、必要事項の記入、必要な指導

- ・ 管理薬剤師が、保険薬剤師として5年以上の薬局勤務経験、週3日間以上勤務、当該保険薬局に継続して1年以上在籍
- ・ 定期的な研修の実施、学会への定期的な参加・発表
- ・ 患者のプライバシーへの配慮（パーテーション等の設置で区切られたカウンターを有するなど）
- ・ 要指導医薬品、一般用医薬品の販売、記録に基づく適切な医療の提供体制（健康サポート薬局要件の48薬効群を取り扱うこと）
- ・ 健康相談または健康教室を行っている旨を薬局の内外に掲示・周知、地域住民の生活習慣の改善、疾病予防に資する取組み
- ・ 緊急避妊薬の備蓄と調剤体制
- ・ 敷地内禁煙（保有または併用部分）、たばこ及び喫煙器具の販売をしていないこと

#### 【医療情報取得加算】

当薬局グループ全店舗はオンライン資格確認等システムの運用を開始しているため、医療情報取得加算を算定しております。

#### 【医療 DX 推進体制整備加算】

当薬局グループ全店舗では医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。グループ全店舗においてオンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。また、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取組を実施しています。また、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を整えています。

#### 【連携強化加算】

次に掲げる体制を整備し連携強化加算を当薬局グループ全店舗で算定しています。また、全店舗において第二種協定指定医療機関の指定を受けています。オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしています。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（対外診断用医薬品）を販売しています。

#### ① 新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。）

イ 個人防護具を備蓄。

ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生等がないときから整備。

② 災害の発生時における体制の整備について

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。）

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制。

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制。

【在宅薬学総合体制加算】

当薬局グループ全店舗において、在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者の体調急変に対応できる体制を整えており、在宅薬学総合体制加算1を算定しております。

【かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料】

当薬局グループ全店舗において、以下の基準を満たす薬剤師が、患者さまの同意を得て算定いたします。

- ・保険薬剤師の経験3年以上
- ・週32時間以上の勤務
- ・当薬局へ1年以上在籍
- ・研修認定薬剤師の取得
- ・医療に係る地域活動の取組への参画

患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

【特定薬剤管理指導加算2】

とまと薬局及びさくら薬局では以下の基準に適合し、該当の治療を行う際に算定いたします。

- ・保険薬剤師の経験5年以上の薬剤師が勤務
- ・患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・麻薬小売業者免許の取得
- ・医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加（年1回以上）

当薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。

**【在宅患者訪問薬剤管理指導料・居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費】**

当薬局グループ全店舗において、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。